

教育貸付け

1 貸付条件

組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫、若しくは兄弟姉妹が学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部を除く）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に入学又は修学するため資金を必要とするとき。

2 内容による条件

(1) 外国の教育機関

入学、修学又は受講する課程の修業期間が3年以上であり、かつ、正規の教育課程の修業年限が1年以上である教育機関

(2) 対象とならない学校

- ・学校教育法で規定する専修学校、専門学校として認可されていない当該学校
- ・入学、修学又は受講する課程の修業年限が1年未満の教育機関

(3) 入学、修学に必要と認める費用（貸付日から1年以内に必要とする費用）

- ・学校に納入する入学金、授業料、その他の諸経費
- ・学校指定物品の購入費（制服、履物、書籍、パソコン、義務的な寄付金）
- ・入学時に一時的に発生する経費（マンション・アパート等人居時の敷金、礼金、（机、ベッド、パソコン、照明器具等の）家具購入費）
- ・修学中に発生する住居費（アパート家賃、下宿代等）、通学のための交通費（通学定期券代等）
- ・償還中の民間金融機関等の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換え費用も貸付の対象とします。

(4) 貸付けの対象とならない費用

- ・日常の生活費（光熱費・食費・衣料費・通信費・医療費・遊興費・耐久消費財購入費等）
- ・受験（準備）費用（交通費・ホテル等滞在費・受験料・短期の予備校授業料）

(5) 貸付申込期限の特例

学校等への支払い後の貸付けの申込みも認めることとし、申込期限は支払日から1カ月以内とする。

3 貸付限度額

550万円

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位、ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

※他の教育ローン等の借換えについては、返済に必要な金額を1円単位で貸付けを行い、借換え時に新たに必要となる学費等を上乗せする場合は新たに必要となる金額を10万円単位とし、返済にも必要な金額（1円単位）と合算します。

4 償還回数

250回の範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5 貸付利率

年利1.32%（貸付金保険料0.06%を含む）

※平成19年3月31日までに借受け、現在償還中の貸付けは年利1.26%

6 提出書類

- (1) 教育貸付申込書【様式第1号(1): 必須】
- (2) 貸付借用証書【様式第3号(1): 必須】
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書【支部様式第20号: 必須】
- (4) 借入状況等申出書【支部様式第21号: 必須】
- (5) 教育貸付に係る必要経費内訳書【支部様式第13号: 必須】
- (6) 団体信用生命保険制度適用申込書(制度詳細は、別紙参照)
加入希望者のみ提出してください。(申込用紙は支部貸付担当に請求願います。)

(7) 添付書類

- ①直近の給与支給明細書の写し【必須】
- ②申込人名義の預金通帳の表紙(支店番号・口座番号が記載されたもの)の写し【必須】
- ③入学又は修学の事実を証明することのできる書類(在学証明書の原本、合格通知書の写し、入学通知書の写し等)
なお、外国の教育機関の場合、上記2の(1)に該当することを証明できる書類(日本語の翻訳文を添付)「証明書CERTIFICATE」【支部様式第18号】

④必要額が確認できる書類

- ア 入学金、授業料については、必要額及び納付期限日が確認できる納付書の写し、納付の通知書の写し等
- イ その他諸経費等については、次のいずれかの書類
 - ・納付書等の写し
 - ・契約書の写し
 - ・請書の写し
 - ・請求書の写し
 - ・領収書の写し(支払日から1カ月以内のもの)
 - ・見積書の写し(この見積額で注文を受けたことについて、見積者(担当者)の証明(私印)が必要です。)
 - ・納入が義務付けられていること及び金額が確認できる書類
- ウ 教育ローン等の借換えについては、民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書又は、償還表の写し及び過去3カ月の返済が確認できる通帳の写し等